

幸田町役場 ☎62-1111(代)、FAX63-5139

からだも ころも 地域も健康にする体操
足腰鍛えて元気ハツラツ！「お達者体操」

本町では、住み慣れた地域でいつまでも元気で生活できるよう、「お達者体操」を広めています。この体操は3カ月以上継続することで筋力を維持・向上でき、転倒予防や立ち上がり等の動作が楽にできるようになります。町内では、1月末現在、5つの会場で「お達者体操」に取り組んでおり、参加者は筋力を維持・向上するだけでなく、地域のみんなで話をする事で、心も体も元気に生活されています。

新たに体操を実施するグループは随時募集しています。「どんな内容が知りたい。まずは体験してみたい」というグループ向けに、地域での個別説明会やミニ体験会も実施できます。説明会を聞いてから、実施するかどうかを決めていただければ結構ですので、まずは説明会だけでも検討してみませんか。

申込み・問合せ 福祉課 介護保険グループ（内線156）

＜お達者体操の内容＞

椅子に座って誰にでもできる
柔軟運動・筋力運動など（約30分）

＜実施の条件＞

- ①週に1回（もしくは2回）実施
- ②5人以上のグループ
- ③3カ月以上継続
- ④会場・椅子・DVDを見る設備などの準備

＜支援内容＞

- ①2～4回の体操指導と体力測定
- ②3カ月・6カ月・1年後の定期フォロー
- ③重りバンドの貸し出し
- ④体操DVDの無償提供



あなたもお達者体操を体験してみませんか

「お達者体操体験会・活動報告会」

と き 3月3日（金）午後1時30分～午後3時

ところ 中央公民館 ホール

内容 お達者体操の体験会および実施しているグループの事例報告。
椅子に座ってできる体操なので、誰にでも体験できます。

対象 町内在住

講師 岡崎市医師会 運動指導士

そのほか 簡単な体操をおこないますので、動きやすい服装でご参加ください。

申込み 3月2日（木）までに福祉課介護保険グループ（内線156）へお申し込みください。



幸田生活支援サポーター養成研修を開催します

町では、平成29年4月から日常生活支援・介護予防生活支援総合事業開始に伴い、軽度の支援を必要とする高齢者を対象とした生活支援サービスを始めます。そこで「買い物」「掃除」「洗濯」など、専門的な知識がなくてもお手伝いができる生活支援サービスの担い手を養成します。

と き 3月7日（火）、8日（水）午前9時30分～午後4時

ところ 高齢者生きがいセンター

内容 介護保険の基礎知識、高齢者の特性、生活支援の方法、接遇・マナーなど

対象 2日間の研修に参加でき、町内在住または在勤で、生活支援サポーターとして活動する意欲のある人

*有資格者は対象外（介護支援専門員、介護福祉士、ヘルパー1～2級、初任者研修・実務者研修などの修了者など）

定員 20人 教材費 500円

そのほか 事前説明会を3月6日（月）午前9時30分～10時30分に高齢者生きがいセンターで開催しますので、ご出席ください。

申込み 2月24日（金）までに福祉課介護保険グループ（内線156）へお申し込みください。

軽自動車税は4月1日現在の所有者に課税されます

バイクや軽自動車などを解体、譲渡、盗難などにより所有しなくなった場合は、4月1日までに廃車または名義変更の手続きをしないと来年度も引き続き課税されます。盗難に遭った人は、盗難届を提出した警察署で届出日と受理番号を確認の上、手続きをしてください。軽自動車検査協会では、毎年3月は軽自動車税申告などの関係から、軽自動車の名義変更、廃車の届出が集中し、窓口が大変混雑する状況となっております。このため、軽自動車検査協会への名義変更・廃車の届出はできる限り3月中旬までに済ませていただきますようご協力をお願いします。

また、小型特殊自動車（農耕用作業車やフォークリフトなど）は、公道を走行しなくても、所有していることに基づいて軽自動車税が課税されます。これらの車両を新たに所有する人や、現在未登録の人は、速やかに登録の手続きをしてください。

手続き場所

車の種類	届出先
原動機付自転車（125cc以下のバイク） 小型特殊自動車（トラクター・フォークリフトなど）	幸田町役場税務課町民税グループ（1階6番窓口） ☎62-1111（内線161・162）
二輪の軽自動車（125ccを超え、250cc以下のバイク）	全国軽自動車協会連合会 愛知事務所 三河支所 豊田市若林西町西葉山48番1 ☎0565-52-3111
三輪・四輪の軽自動車	軽自動車検査協会 愛知主管事務所 三河支所 豊田市若林西町西葉山48番2 ☎050-3816-1772
二輪の小型自動車（250ccを超えるバイク）	中部運輸局愛知運輸支局 西三河自動車検査登録事務所 豊田市若林西町西葉山46番地 ☎050-5540-2047

平成29年度 軽自動車税についてのお知らせ

三輪・四輪の軽自動車は、平成29年度も引き続き初度検査年月や車両の環境性能によって、適用される税率（年額）が変わります。

軽自動車（三輪・四輪）の税額

車種区分			税率（年額）					
			初度検査年月が 平成16年3月 以前の車両(ア)	初度検査年月が 平成16年4月～ 平成27年3月 の車両	初度検査年月が 平成27年4月以降 かつ、右記(イ)～(工) 以外の車両	初度検査年月が 平成28年4月以降の車両		
						(イ)	(ウ)	(工)
四輪	乗用	自家用	12,900円	7,200円	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円
		営業用	8,200円	5,500円	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円
	貨物	自家用	6,000円	4,000円	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円
		営業用	4,500円	3,000円	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円
三輪			4,600円	3,100円	3,900円	1,000円	2,000円	3,800円

- (ア) 電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ハイブリッドの軽自動車は除きます。
 (イ) 乗用・貨物：電気軽自動車・天然ガス軽自動車（平成21年排出ガス規制から10%低減）
 (ウ) 乗用：平成17年排出ガス基準75%低減達成かつ平成32年度燃費基準+20%達成車
 貨物：平成17年排出ガス基準75%低減達成かつ平成27年度燃費基準+35%達成車
 (工) 乗用：平成17年排出ガス基準75%低減達成かつ平成32年度燃費基準達成車
 貨物：平成17年排出ガス基準75%低減達成かつ平成27年度燃費基準+15%達成車
 * 原動機付自転車および二輪車・小型特殊自動車は税率は平成28年度と変わりません。



問合せ 税務課 町民税グループ（内線161）

幸田町役場 ☎62-1111(代)、FAX63-5139

審議会等の委員を公募します

町では、法令や条例に基づく各種審議会等の委員の一部を公募しています。幅広い意見を集約し、開かれた町政を目指していくため、たくさんの応募をお待ちしています。

1. 委員を公募する審議会等の名称および募集内容

審議会等の名称	募集人数	任期	内容	担当窓口
行財政改善調査会	2人	3年	行財政の改善、推進についての調査および審議	人事秘書課人事秘書グループ (内線324)
総合計画審議会	1人	1年	総合計画(平成29年度については主に実施計画)についての審議	企画政策課政策グループ (内線332)
子ども施策推進委員会	1人	2年	子どもにやさしいまちの実現のために必要な施策の検討	こども課児童育成グループ (内線133)
食育推進会議	1人	5年	食育推進計画の評価	産業振興課農業振興グループ (内線264)
都市計画審議会	1人	1年	町の都市計画に関して必要な事項の調査および審議	都市計画課計画整備グループ (内線221)

2. 応募要領

(1) 資格

次の①から⑤の全ての条件に該当する人

- ①町内在住で20歳以上であること(平成29年1月1日現在)
- ②納税が滞っていないこと
- ③町の審議会などの現職委員およびほかの審議会などの公募による委嘱委員でないこと
- ④各種審議会などの設置趣旨に反せず、特別に行政と利害関係にないこと
- ⑤地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しないこと
 - ・成年被後見人または被保佐人
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ・その他



(2) 応募方法

応募する審議会などの名称を明記の上、審議会などへの参画を希望される理由を200字程度のレポート(様式に指定はありません)にまとめ、住所・氏名・年齢・職業・電話番号を記入し、下記の申込み先に郵送(締切日消印有効)、FAX、Eメールまたは持参のいずれかの方法で提出してください。

(3) 決定方法

町の定める選考基準に基づき、選考会において審議の上決定します。

(4) 申込期限

2月28日(火)までに下記へお申し込みください。

(5) 申込み先

〒444-0192 幸田町大字菱池字元林1番地1
 幸田町役場企画部人事秘書課人事秘書グループ
 ☎62-1111(内線324)、FAX63-5139、Eメール: jinjihisyo@town.kota.lg.jp

(6) 問合せ

人事秘書課 人事秘書グループ(内線324)または、各担当窓口にお問い合わせください。



幸田町民会館の使用料（利用料金）を改定します

平成8年の開館以来、光熱水費などの経常経費の上昇や消費税の増税など社会情勢が変化中、値上げを行わずに運営をしてきましたが、さらなる文化振興の発展につながるよう、より良いサービスの向上のために幸田町民会館の使用料（利用料金）を改定します。ご理解の程、よろしくお願いいたします。



町民会館



さくらホール



あじさいホール

(1) 使用料（利用料金）の改定

(単位：円)

区分		午前		午後		夜間		全日		
時間区分		午前9時～正午		午後1時～午後5時		午後6時～午後10時		午前9時～午後10時		
利用区分		平日	土曜日 日曜日 祝日	平日	土曜日 日曜日 祝日	平日	土曜日 日曜日 祝日	平日	土曜日 日曜日 祝日	
ホール	さくら	改定後	16,900	21,500	22,700	28,600	27,000	33,100	60,000	75,000
		改定前	13,000	16,600	17,500	22,000	20,800	25,500	46,200	57,700
	あじさい	改定後	4,200	4,900	5,700	6,600	6,000	7,200	15,900	18,700
		改定前	2,800	3,300	3,800	4,400	4,000	4,800	10,600	12,500
ホワイエ	さくら 1F	改定後	8,900		11,800		13,500		34,300	
		改定前	6,900		9,100		10,400		26,400	
さくらホール	楽屋1	改定後	1,000		1,400		1,600		3,700	
		改定前	800		1,100		1,300		2,900	
	楽屋2	改定後	700		900		1,000		2,400	
		改定前	600		700		800		1,900	
	楽屋3	改定後	600		700		900		2,000	
		改定前	500		600		700		1,600	
	楽屋4	改定後	400		500		500		1,300	
		改定前	300		400		400		1,000	
	楽屋5	改定後	400		500		500		1,300	
		改定前	300		400		400		1,000	
リハーサル室	改定後	2,300		3,000		3,500		7,900		
	改定前	1,800		2,300		2,700		6,100		

(2) 営利を目的とする場合または入場料などを1,000円を超えて徴収する場合の使用料（利用料金）は、2倍に相当する額とする。

(3) さくらホールおよびつばきホールにおいて、リハーサルを伴う練習で使用する場合の使用料（利用料金）は5/10に相当する額とし、そのほかの練習および準備で使用する場合の使用料（利用料金）は3/10に相当する額とする。

新料金の適用開始 平成29年4月1日以降に幸田町民会館の利用の許可を受けるもの

*この日より前に利用の許可を受けていれば、この日以後に利用する場合でも改定前の額となります。

問合せ 生涯学習課 施設管理グループ（内線193）

幸田町役場 ☎62-1111(代)、FAX63-5139

幸田町児童クラブ手数料を改定します

本町では、児童クラブ利用のニーズの高まりに対応すべく、6小学校区に12クラブの整備を進めてきましたが、受入児童の増加に伴い、人件費、教材費等の運営費が年々増加している状況です。また、来年度には深溝第2、再来年度には坂崎第2児童クラブを開設し、一層の受入拡大を計画しています。

児童クラブ運営の持続的な安定を図り、良好な保育環境を提供するために、手数料の改定を行います。この改定により、児童クラブの運営にかかる経常的な経費に対する保護者の負担割合は、現行の4分の1程度から3分の1程度になる見込みです。また、今回の改定に併せ、生活弱者に対する減免措置を併せて実施していく予定ですので、ご理解をお願いします。

児童クラブ手数料

		改定前	改定後
通常月	利用日数が11日以上	4,500円/月	6,000円/月
	〃 10日以下	2,250円/月	3,000円/月
8月	利用日数が11日以上	4,500円/月	8,000円/月
	〃 10日以下	2,250円/月	4,000円/月

減免措置 ・生活保護法による被保護世帯：全額免除
 ・ひとり親世帯等：半額免除

新料金の適用開始 平成29年4月利用分から

問合せ こども課 児童育成グループ（内線133）



下水道使用料を改定します（下水道・集落排水）

下水道事業は、整備から維持管理へと変わりつつあります。施設の老朽化に伴う修繕費用に対して、合理化や経費節減に努めていますが、節水機器の普及により収入も伸びないため、今後の経営戦略が重要となります。今回適正な使用料へと改正するにあたり、小口利用者を配慮した「きめ細かい」料金体系へと併せて改正し、健全で持続可能な下水道経営を目指しますのでご理解をお願いします。

下水道使用料（税抜き）

排出量（1カ月当たり）	改定前	改定後
基本使用料	—	700円
0㎡を越え10㎡まで	—	10円/㎡
10㎡まで	750円	—
10㎡を超え30㎡まで	80円/㎡	90円/㎡
30㎡を超え50㎡まで	85円/㎡	100円/㎡
50㎡を超え100㎡まで	100円/㎡	115円/㎡
100㎡を超え500㎡まで	120円/㎡	140円/㎡
500㎡を超え1,000㎡まで	140円/㎡	160円/㎡
1,000㎡を超えるもの	150円/㎡	170円/㎡

算出例

（幸田町の1カ月当たり平均使用水量23㎡の場合）
 基本使用料 700円
 （0㎡を越え10㎡まで） 10円×10㎡＝ 100円
 （10㎡を超え23㎡まで） 90円×13㎡＝1,170円
 （消費税 8%） 157円
 計2,127円

5月・6月分の下水道使用料

2,127円+2,127円＝4,254円

旧料金と比較して、2カ月で388円の負担増となります。



新料金の適用開始 平成29年5月・6月分（6月末検針）から

問合せ 下水道課 管理グループ（内線241）

寄付

寄付ありがとうございます (敬称略)

幸田町社会福祉協議会へ
幸田町グラウンド・ゴルフ協会
／金132,880円
あいち三河農業協同組合／金50,000円
アトリエジャスト／金8,410円
㈱石原組従業員一同／金1,200円
匿名／金100,000円
マックスバリュ幸田店／車いす1台



道の駅 筆柿の里・幸田

寒い冬をのりきろう!

寒い日が続いております。筆柿の里・幸田では寒さの中で甘みがぎゅっとつまった果物や、鍋料理にぴったりの野菜を産直ならではのお値打ち価格で提供しています。

地元農産物で栄養をしっかりとって、寒い冬を元気にお過ごしください!

★農産物出荷者大募集中!

筆柿の里・幸田では産直の農産物に力を入れています。あなたが作られた果物や野菜を当駅の産直コーナーで販売してみませんか? 詳しくはお問い合わせください。



問合せ 道の駅 筆柿の里・幸田 ☎63-5171 (手嶋)

毎月の相談

●行政相談

とき 毎月第3水曜日 午前9時～正午
ところ 福祉サービスセンター
問合せ 総務課法規G (内線361・362)

●人権相談

とき 毎月第1水曜日 午前9時～正午
ところ 福祉サービスセンター
問合せ 住民課住民窓口G (内線122)

●消費生活相談

▼幸田町 (電話相談可)
とき 第2・第4金曜日
午前10時～午後4時 (正午から午後1時を除く)
*受付は午後3時30分まで
ところ 役場1階相談室2
そのほか 専門の女性相談員が対応します。
問合せ 企画政策課政策G (内線331)

▼西三河消費生活相談室

とき 毎週月～金曜日
午前9時～午後4時30分
ところ・問合せ 西三河消費生活相談室
☎27-0999

●多重債務相談

とき 毎週月～金曜日
午前9時～午後5時15分
ところ・問合せ 西三河消費生活相談室
☎27-0800

●司法書士法律困りごと相談 (予約制)

とき 毎月第1・第3水曜日
午後1時～4時
ところ 福祉サービスセンター
1週間前までの事前予約が必要
問合せ 幸田町社会福祉協議会
☎62-7171

●無料法律相談 (予約制)

とき 毎月第2木曜日 午後1時～4時
ところ 役場3階301会議室
問合せ 住民課住民窓口G (内線122)

●心配ごとお気軽相談 (電話相談可)

とき 毎週水曜日 午前9時～正午
ところ 福祉サービスセンター
問合せ 福祉課福祉G (内線151)

●母子家庭相談 (電話相談可)

とき 毎月第4木曜日
午前10時～午後4時
ところ 福祉サービスセンター
問合せ 福祉課福祉G (内線151)

●子育て相談 (訪問相談可)

とき 月～金曜日 午前8時30分～午後5時
土曜日 午前8時30分～正午
(電話相談のみ)
ところ・問合せ 上六栗子育て支援センター
☎62-8333

●こどもの相談

とき 毎月第2水曜日
午前10時～午後4時
ところ 福祉サービスセンター
問合せ 福祉課福祉G (内線151)

●教育相談

とき 毎週火～金曜日
午前10時～午後6時
ところ 中央公民館教育相談室
問合せ TEL・FAX63-1188
Eメール soudan@sk2.aitai.ne.jp

●高齢者の相談 (訪問相談可)

とき 月～金曜日 (祝日除く)
午前8時30分～午後5時15分
ところ 福祉サービスセンター
問合せ 幸田町地域包括支援センター
☎62-7331

●認知症介護電話相談

とき 月～金曜日 (祝日除く)
午前10時～午後4時
ところ 公益社団法人 認知症の人と家族の会・愛知県支部
問合せ ☎0562-31-1911

●身体障がい者・知的障がい者更生相談

とき 身体障がい者 毎月第1・3木曜日
知的障がい者 毎月第2・4木曜日
ともに午前10時～正午
ところ・問合せ つどいの家
☎63-2941

●身体・知的・精神障害者相談

とき 月～金曜日 (祝日除く)
午前8時30分～午後5時15分
ところ つどいの家1階相談室
相談員 社会福祉法人 愛患協会職員
そのほか ご家庭への訪問相談も行って
います。(要予約)
問合せ 福祉課福祉G (内線151)
愛患協会 生活支援センターこうた
☎63-1755

●精神保健福祉 (心の病、心の健康) 相談

とき 月1回開催 (要電話予約)
ところ・問合せ 西尾保健所健康支援課
☎0563-56-5241

●子どもの権利擁護委員会

とき 毎週月曜日～金曜日
午前8時30分～午後5時15分
問合せ こども課 (内線133)
Eメール kodomo@town.kota.lg.jp

●国税に関する「電話相談センター」

とき 月～金 (祝日、年末年始除く)
午前8時30分～午後5時
利用方法 ①岡崎税務署 ☎58-6511へ
電話 ②自動音声→「1」を押す
③自動音声→相談内容の番号を
押す

申込み・問合せに関しては、役場および各施設
閉庁日、閉館日がありますのでご注意ください。

人口動態(H29.1.1現在)

総人口 40,545人(前月比+61人)
内 男 20,507人 女 20,038人
世帯数 14,826世帯(前月比+18世帯)
12月中の主な異動
出生 45人(男 27人 女 18人)
死亡 27人(男 12人 女 15人)
転入 150人(男 86人 女 64人)
転出 107人(男 64人 女 43人)

戸籍異動 12月届出分 (順不同・敬称略)

おめでとうございます

出生児	保護者	区
市来原 美桜 (みお)	英仁	大草
西川 葵 (あおい)	圭	高力
池上 昊輝 (こうき)	孝典	岩堀
内田 琉煌 (るき)	義伸	岩堀
坂井 孝丞 (こうすけ)	孝充	鷺田
野別 奏多 (かなた)	信太郎	横落
土方 湊太郎 (れんたろう)	亮一	鷺田
山本 一瑠 (いちる)	真士	横落
山本 凌玖 (りく)	展彰	六栗
佐賀 珠実 (たまみ)	真野	横落
夏目 紗凧 (さな)	裕暢	里
吉見 瑠真 (りゅうま)	直彦	鷺田
稲垣 颯太 (せうた)	怜	市場
加藤 大雅 (たいが)	智広	芦谷
本田 影駿 (えいしゅん)	宜嗣	市場
黒野 高晟 (こうせい)	立裕	里
荒谷 咲菜 (えま)	信幸	横落
坂本 彩葉 (いろは)	克浩	坂崎
門奈 樹希 (いつき)	広祐	鷺田
山口 真乃 (まの)	佑史	市場
安藤 鉄真 (てっしん)	雄一	市場
近松 采門 (さいもん)	亮	芦谷
近安 日向 (ひなた)	祐一	長嶺
佐藤 柚花 (ゆずか)	勇太	横落
土田 紬生 (つむぎ)	貢司	岩堀
木下 稜梧 (りょうご)	裕	坂坂
山田 希子 (きこ)	晃	岩堀
村山 陽茉莉 (ひまり)	裕輔	大草
西畑 大翔 (ひろと)	拓也	里
野本 葵汰 (あおた)	真行	岩堀
長谷川 惺那 (せな)	一樹	横落
海藤 理仁 (りひと)	尚樹	岩堀
園師 柚音 (ゆずね)	仁志	大草
稲石 亜呼 (あこ)	百合香	鷺田
片岡 大暖 (はると)	圭一	坂坂
酒井 貴義 (たかよし)	良昌	岩堀
野沢 優月 (ゆづき)	良希	岩堀
山本 花禾 (かの)	真生	坂崎

おくやみ申し上げます

死亡者	年齢	世帯主	区
佐々木 義雄 81	佐々木 義雄	市場	
成澤 久 84	成澤 浩久	坂崎	
酒本 エイ子 87	酒本 エイ子	六栗	
鴨下 つた 93	鴨下 邦夫	桐山	
坂本 せい子 80	坂本 貞夫	鷺田	
村越 國雄 76	村越 國雄	海谷	
都築 みつ系 88	都築 隆	永野	
杉 和也 24	杉 和也	芦谷	
天野 光枝 88	天野 正巳	野場	
近藤 照子 82	近藤 博之	里	
長谷 和子 59	長谷 秀雄	桐山	
神崎 伸江 76	熊谷 幸広	大草	
志賀 泰治 98	志賀 朝雄	高力	
長谷 さと系 74	長谷 賢二	海谷	
近藤 保市 86	近藤 裕紀	野場	
左右田 久枝 89	左右田 三男	野場	
谷川 栄 80	谷川 栄一	高力	
渡瀬 民子 91	渡瀬 哲	大草	
長谷 烈子 71	長谷 安雄	海谷	
平松 チヨ 94	平松 安治	大草	
齋藤 武夫 91	齋藤 富吉	市場	
手嶋 銀之助 99	手嶋 銀之助	永野	
山田 英夫 72	山田 志な子	坂崎	

※プライバシー保護のため、希望者のみ掲載しています。掲載希望の人は、届け出時に住民課にお申し出ください。

幸田町役場 ☎62-1111(代)
FAX63-5139

シリーズ：地域の支え合い、助け合い 地域の底力 ⑪

生活に関して相談ごとはありませんか？ 地域の身近な相談相手「民生・児童委員」

少子化や核家族化、また地域のつながりが薄れる中、高齢者や障がいのある人、子育てや介護をしている人などが、周囲に相談できず孤立してしまうケースが増えています。そこで、地域の身近な相談相手として、必要な支援を行うのが「民生委員・児童委員」の存在です。



「民生委員・児童委員」は、厚生労働大臣から委嘱された非常勤・特別職の地方公務員で、地域福祉を担う行政委嘱ボランティアです。誰もが安心して暮らせる地域づくりのために、高齢者や障がいがある人の福祉に関すること、子育てなどの不安に関する相談・支援、見守りなどさまざまな活動をしています。

問合せ 福祉課 福祉グループ(内線151)

ケースルTV 2月の番組案内 スマイル12チャンネル

- ①『テレビ回覧板WEEKLY』(15分)
幸田町、蒲郡市の地域ニュース。毎週土曜日更新
(毎日9:00、12:00、15:00、17:00、19:00、22:00放送)
- ②『マイ Home Town』(30分)
「私の町」をテーマにエリア内の情報番組
2月11日(土)～24日(金)



- ③『検索・ステキ企業』(15分)
幸田町、蒲郡市にある企業を紹介します
2月18日(土)～3月3日(金)

- ④『幸スポ!!』(15分)
幸田町のスポーツ団体を紹介します
2月25日(土)～3月11日(土)

- ②③④は期間中 1週目 9:30、19:30、22:30放送
2週目 10:30、15:30、21:30放送

- ⑤『店ばな工房』(15分)
幸田町、蒲郡市にあるお店を紹介します
2月18日(土)～3月3日(金) 1週目 9:15、12:30、19:15放送
2週目 12:15、18:00、22:15放送

『ハピネス・ヒル・幸田 創立20周年記念番組
響け、うたごえ 届け、エンターテイメント 一人と町との20年』
ハピネス・ヒル・幸田の軌跡、晴れ舞台に立つ幸田町民の姿をお届けします。
2月18日(土)～3月3日(金) 10:00～、16:30～、21:00～

問合せ 三河湾ネットワーク株式会社 ☎0120-794934